

[事案 2024-112] 特定疾病保険金支払請求

・令和 8 年 2 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 4 年 7 月に急性心筋梗塞を発症し、勤務先より同年 9 月末までの制限勤務を指示され、就業に制限を受けたため、平成 21 年 8 月に契約した終身保険にもとづき特定疾病保険金および保険料払込の免除を請求したところ、約款所定の支払事由および免除事由に該当しないことを理由に、特定疾病保険金が支払われず、保険料払込が免除されなかった。しかし、以下等の理由により、特定疾病保険金を支払い、保険料払込を免除してほしい。

- (1)出張中であった令和 4 年 7 月に、A 病院にて緊急手術を受け、入院した。入院期間が短かった理由は、主治医から、コロナの院内感染を避けて自宅で療養する考え方もあるとの説明を受けたこと、介護で家を空けることもできない家族がいたからである。
- (2)勤務先が A 病院より病状の説明を受け、勤務先からは、同年 7 月から 8 月末までは全休、同年 9 月末では制限勤務とするよう、約 70 日の勤務制限を受けた。
- (3)自分が 60 日以上労働制限を必要としていたことは、A 病院の診断書により明らかである。保険会社は、60 日の経過前に受診した B 病院や、4 か月後に受診した C クリニックが、「労働が制限されていた 60 日間」の申立人の容態を証明することができるはずがないのに、両病院の診断書を元にして給付金の支払いを拒否しており、不当である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款上、給付金の支払事由に該当するためには、「労働制限を必要とする状態が」「60 日以上」「継続した」ことについて、医師によって診断されたことが必要となる。
- (2)A 病院の診断書には、「左記の日からその日を含めて 60 日以上、軽労働・座業はできるが、それ以上の労働制限を必要としていましたか」の質問に対し、「はい」がチェックされているが、同診断書の作成日は同年 8 月であり、初診日から 60 日の経過後に作成されたものではない。A 病院に照会したところ、60 日以上労働の制限を必要とする状態が継続したことについて確認ができないこと、60 日以上労働制限の有無については予測でチェックしたとの回答を受けた。
- (3)申立人が急性心筋梗塞の初診日から 60 日経過前の令和 4 年 8 月に受診している B 病院に事実確認を行ったところ、同病院から、60 日以上労働制限がない旨の回答があった。また、C クリニックから、同病院での受診期間中に、労働の制限を必要とする状態ではなかったとの回答を受けた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各手術の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。